

療養期間等の見直しについて

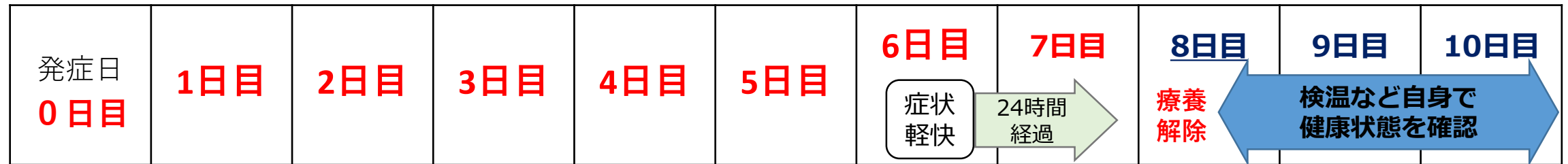
令和4年9月7日から、療養期間等が見直しされました。（同日時点で、患者である方にも適用されます。）

【注意】**症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間**が経過するまでは、**感染リスクがあります**。
 検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**解除後も感染予防行動の徹底をお願いします**。

○症状のある方（入院者・高齢者施設入所者を除く）

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後※24時間経過した場合には8日目から解除可能

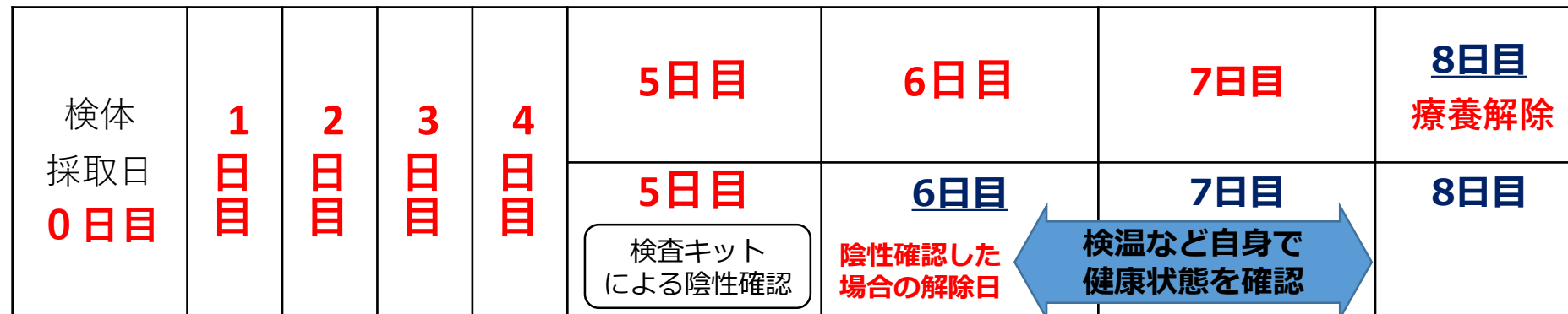
※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。



○症状がない方

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能（従来どおり）

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目に解除可能



<療養期間中の外出について>

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことが可能。